

岡崎市違反処理移行基準

岡崎市消防本部

岡崎市違反処理移行基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岡崎市火災予防査察要綱（以下「査察要綱」という。）第9条に規定する違反処理への移行に際し、消防長又は消防署長が行う違反処理の違反事項及び執行時期について必要な事項を定めるものとする。

(警告への移行)

第2条 警告を行う違反事項は、別表1に定めるところによる。

(命令への移行)

第3条 命令を行う違反事項は、別表2に定めるところによる。

(告発への移行)

第4条 告発を行う違反事項は、別表3に定めるところによるほか、岡崎市火災予防違反処理要綱第24条第2項の規定に該当する場合に行うものとする。

2 消防長は、前項に規定する告発を行う場合は、査察要綱第9条に規定する査察執行管理会議で事前に協議しなければならない。

(事務)

第5条 違反処理の事務は、予防課において処理する。

(雑則)

第6条 この基準に定めるもののほか、違反処理の執行に必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から運用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から運用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から運用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から運用する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から運用する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から運用する。

警告移行基準

違反事項（根拠法条項）	警告移行細目
防火管理者未選任（消防法第 8 条第 1 項）	甲種防火管理者が未選任のもので、勧告書の履行期限を経過しても改善が認められないもの
消防用設備等未設置及び技術上の基準不適（消防法第 17 条第 1 項）	消火器、非常警報器具、誘導標識及び誘導灯以外の消防用設備等が次に掲げるもので勧告書の履行期限を経過しても改善が認められないもの (1) 設置されていないもの (2) (1)以外のもので、当該消防用設備等の設置義務のある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの

注 「機能に重大な支障があるもの」とは、加圧送水装置の不作動や受信機の電源遮断等、未設置と同等の状態にあるもの。

備考 警告移行基準に該当しない違反であっても査察対象物ごとに用途、建物構造、防火管理等の状況を勘案し、消防長又は消防署長が必要と認めるときは警告に移行すること。

命令移行基準

違反事項（根拠法条項）	命令移行細目
防火管理者未選任（消防法第 8 条第 1 項）	甲種防火管理者が未選任のもので、警告書の履行期限を経過しても改善が認められないもの
消防用設備等未設置及び技術上の基準不適（消防法第 17 条第 1 項）	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が次に掲げるもので警告書の履行期限を経過しても改善が認められないもの (1) 設置されていないもの (2) (1)以外のもので、当該消防用設備等の設置義務のある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの

注 「機能に重大な支障があるもの」とは、加圧送水装置の不作動や受信機の電源遮断等、未設置と同等の状態にあるもの。

備考 命令移行基準に該当しない違反であっても査察対象物ごとに用途、建物構造、火災発生時の人命危険等の状況を勘案し、消防長又は消防署長が必要と認めるときは命令に移行すること。

告発移行基準

違反事項（根拠法条項）	告発移行細目
消防用設備等未設置及び技術上の基準不適（消防法第 17 条第 1 項）	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が次に掲げるもので命令書の履行期限を経過後、違反処理要綱第 18 条に規定する催告書を交付しても、改善が認められないもの。 (1) 設置されていないもの (2) (1)以外のもので、当該消防用設備等の設置義務のある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの

注 「機能に重大な支障があるもの」とは、加圧送水装置の不作動や受信機の電源遮断等、未設置と同等の状態にあるもの。

備考 告発移行基準に該当しない違反であっても査察対象物ごとに用途、建物構造、火災発生時の人命危険等の状況を勘案し、消防長又は消防署長が必要と認めるときは告発に移行すること。